

医療介護総合確保法に基づく  
県計画 (抄)

平成 26 年 10 月  
徳島県

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画の基本的な考え方

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し、医療介護総合確保推進法が成立したところですが、徳島県は、全国に先駆けて高齢化が進んでおり、2020年には、高齢者人口がピークとなります。また、山間へき地が多く、医療アクセス等において時間的・空間的要因を考慮する必要性に加え、限界集落の割合が全国に比較して非常に高く、医療・介護を重点的に整備した地域づくりなど緊急に対応しなければならない問題があります。

更に、人口10万人当たりの医師数は多いものの、医師の4分の3が徳島市を中心とした東部圏域に集中、救急・産科・小児科等特定診療科における医師不足、医師の高齢化、女性医師比率が高いなど、医療資源の効率的な活用に向けた取り組みを必要とする課題も多くあります。

地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムの構築等により様々な課題を解決し、県民が、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、人生の最後まで自分らしい生活を続けられるよう、県計画を策定します。

## (2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

徳島県における医療介護総合確保区域については、2次医療圏と同じ、東部（徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）、南部（小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町）、西部（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）の地域とします。

ただし、在宅医療を推進するための事業を始め、身近な地域においてきめ細やかな対応を必要とする事業については、従来どおりの1・5次医療圏（旧2次医療圏）と同じ、東部I（徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）、東部II（吉野川市、阿波市）、南部I（小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町）、南部II（美波町、牟岐町、海陽町）、西部I（美馬市 つるぎ町）、西部II（三好市 東みよし町）の地域とします。

- 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
- 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる  
(異なる理由：2次医療圏と老人福祉圏域が異なっているため )

### (3) 計画の目標の設定等

#### ■徳島県全体

##### ① 徳島県の医療の総合的な確保に関する目標

本県においては、医療施設に従事する医師の約75%が東部地域に集中するいわゆる「医師の地域偏在」が顕著であり、地域における医師不足対策をはじめとした、医療人材、医療機能の確保・充実が急務となっています。

このため、県下全域の保健医療支援機能の充実・強化など、広域的・総合的な支援体制を強化するため、東部圏域とその他圏域との連携を十分に図り、地域の保健医療資源の効率的な活用と適正配置を進めることを目標としています。

- ① 医師の配置調整実績 20名
- ② 地域（市町村圏域、郡市医師会圏域）において、在宅医療・介護連携の中心となる「在宅医療地域リーダー」の養成 70名
- ③ 退院支援ルールの策定
- ④ 医療勤務環境改善支援センターの設置
- ⑤ 訪問看護支援センターの設置
- ⑥ 看護職員の高度人材育成推進検討会の開催
- ⑦ 医療人材育成機関認証制度の創設
- ⑧ 周術期口腔管理連携事業実施病院整備 2箇所
- ⑨ 在宅歯科医療連携室の整備 3箇所
- ⑩ 特定診療科キャリア形成育成システムの構築（小児科等）
- ⑪ 女性医療従事者のための相談窓口を設置 相談件数 3件
- ⑫ マイナンバー制度等も視野に入れた汎用性のある次世代地域医療情報連携システム体制の構築



医療介護総合確保促進法に基づく  
県計画（抄）

平成27年12月  
徳島県

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画の基本的な考え方

徳島県は、全国に先駆けて高齢化が進んでおり、2020年には、高齢者人口がピークとなります。また、山間へき地が多く、医療アクセス等において時間的・空間的要因を考慮する必要性に加え、限界集落の割合が全国に比較して非常に高く、医療・介護を重点的に整備した地域づくりなど緊急に対応しなければならない問題があります。

更に、人口10万人当たりの医師数は多いものの、医師の4分の3が徳島市を中心とした東部圏域に集中、救急・産科・小児科等特定診療科における医師不足、医師の高齢化、女性医師比率が高いなど、医療資源の効率的な活用に向けた取り組みを必要とする課題も多くあります。

こういったことから、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムの構築等により様々な課題を解決し、県民が、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、また必要な介護を受けることにより人生の最後まで自分らしい生活を続けられるよう、県計画を策定します。

## (2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

徳島県における医療介護総合確保区域については、東部（徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）、南部（小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町）、西部（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）の地域とします。

なお、身近な地域においてきめ細やかな対応を必要とする事業については、それぞれの区域を分割し、東部I（徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）、東部II（吉野川市、阿波市）、南部I（小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町）、南部II（美波町、牟岐町、海陽町）、西部I（美馬市、つるぎ町）、西部II（三好市、東みよし町）の区域とします。

当該圏域については、第6次徳島県保健医療計画及び第6期介護保険事業支援計画（とくしま高齢者いきいきプラン）で設定する2次保健医療圏（3圏域）及び高齢者保健福祉圏（6圏域）の設定状況等を踏まえ、また、各協議会等の意見を聴取した上で設定しております。

- 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
- 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる（圏域のエリアは同じであるが老人福祉圏域は2次保健医療圏を分割し設定しているため圏域数が異なる）

### (3) 計画の目標の設定等

#### ■徳島県全体

##### 1. 目標

本県において高齢者人口がピークを迎える2020年に、全国に先駆けて「地域包括ケアシステム」の構築を目指すために、次の目標を設定して取り組みます。

###### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県においては、医療施設に従事する医師の約75%が東部地域に集中する、いわゆる「医師の地域偏在」が顕著であるため、ICT利用による西部圏域及び南部圏域への支援などによる医療資源の効率的に活用と、地域完結型医療提供体制の構築を図ることを目標とします。

###### 【定量的な目標値】

① 在宅医療支援システムの構築

② 周術期口腔管理連携に係る人材育成の研修等の実施 30回

③ 阿南中央医療センター(仮称) 工事着手

###### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

本県における地域包括ケアシステムの構築や、在宅医療提供体制の構築に向けた体制の整備を図ることを目標とします。

###### 【定量的な目標値】

④ 在宅医療の質の向上に資する機器を整備する医療機関等の数 5機関

⑤ 新規退院調整担当者を配置する医療機関数 4機関

⑥ 退院調整担当者のための相談窓口の設置等

⑦ リハビリ専門職の配置人数 10人

⑧ 在宅医療機関の「後方支援病院ネットワーク」窓口の開設 1ヶ所

###### ③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、将来的な施設サービス需要量を踏まえた施設整備を図るとともに、在宅医療、在宅介護の前提となる高齢者の多様な受け皿の確保を図っていくことを目標とします。

###### 【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム 273床(12カ所) → 534床(21カ所)

・認知症高齢者グループホーム 139カ所 → 140カ所

・小規模多機能型居宅介護事業所 31カ所 → 32カ所

・施設内保育施設 1カ所整備

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

地域における医師不足対策をはじめとした、医療人材、医療機能の確保・充実が急務となっているため、東部圏域とその他圏域との連携を十分に図り、地域の保健医療資源の効率的な活用と適正配置を図ることを目標とします。

##### 【定量的な目標値】

- ⑨ 分娩取扱医療機関 17 医療機関
- ⑩ 医療従事者を対象とした救急医療研修会に参加した医師数 15人
- ⑪ 救急医療に関するフォーラム参加者数 300人
- ⑫ 医療人材育成機関認証制度の活用施設数 5ヵ所

#### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

今後、介護サービス需要の増大が見込まれる一方で介護人材は慢性的に不足していることから、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進するとともに、専門性や介護技術の向上を図ることを目標とします。

##### 【定量的な目標値】

- ・就業体験セミナー等参加者 1,000人
- ・介護職場体験参加者 50名、バスマスター参加者 50名
- ・就職ガイダンス参加者 200人、就職フェア参加者 100人、セミナー参加者 200人
- ・医療・介護関係者情報交換会参加者数 300人
- ・たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員の養成 200人
- ・スキルアップ研修等参加者 1,000人
- ・研修受講者代替要員 4人
- ・潜在的有資格者対象研修等参加者 200人
- ・認知症対応型サービス事業者管理者研修参加者 80人
- ・認知症介護指導者への研修 1人
- ・認知症サポート医養成 7人
- ・県権利擁護センター相談・申し立て支援件数 100件
- ・新人看護職員に対するエルダー、メンター等の養成 80人

## 2. 計画期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日